

鳥取県立大山自然歴史館の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 大山自然歴史館の指定管理者を希望する理由

大山隠岐国立公園の中心地大山は、その歴史的背景や自然景観などの点で高く評価をされ、日本遺産認定や僧房跡の国史跡指定を受け、国立公園満喫プロジェクトにも選定されました。そのような中、一般社団法人大山観光局（以下、観光局）は地域をあげて観光を中心とした大山地域の振興に向けて取り組む団体であり、大山の魅力を広く発信する中心施設として大山自然歴史館を位置づけ、管理運営してきました。大山の魅力についての情報発信や展示、イベント開催で多くの実績があり、関係部署と協調して活動することにより、年々取り組みを充実させています。近年、学校教育等の団体利用が増える傾向の中、今後の大山振興に向けて学校を含む諸団体利用への対応、また、国内外の観光客集客への対応を満たすためには、今までの実績と豊富な経験を有するスタッフを擁する観光局が大山自然歴史館の指定管理者になることが最適と思いを希望いたしました。

(2) 管理運営の方針

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の設置目的にある「大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切に作る心をはぐくむ」という設置目的を具体化する運営を行います。

ア 住民の公平な利用の確保

個人・団体・外国人を問わず、だれでもいつでも気軽に利用でき、大山の魅力を伝えることの出来る施設とし、多様なニーズに応え、公正公平なサービスを提供します。

イ 関連法令の遵守

県管理部署と連携を図り、委託業務に関する関連法令の遵守に取り組めます。

ウ 施設設備の維持管理

安心・安全な館の運営を図り、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、また、県立施設としての「県民の財産」を長期間使用できるよう、適正な維持管理に努めます。

エ 大山の自然・歴史・文化の情報発信

利用者のニーズに応じた展示や体験プログラムの実施、新しい情報の収集に努め、最新情報を提供できるようにします。

オ 教育の場の提供

県内外を問わず学校団体等の利用や要望に応え、観察会や解説を行います。また、学習施設としての利用を提供します。

カ 地域の観光振興への寄与

常設展示・企画展示・野外観察会・歴史文化講座を通じて大山の自然や日本遺産認定・僧房跡の国史跡指定などの歴史を含めた大山の魅力を広く発信して観光振興に寄与します。

キ 経費の節減

省エネルギー・省資源・他部門との共同作業に努め、複数者の見積徴取により経費節減を図ります。

ク 県・地元との連携

県管理部署の指導の下、設置目的の達成に向けたより良い管理運営に取り組むとともに、大山の自然保護と安全な利用に努めます。また、地元の行事等に積極的に参加し、地元との連携を深め、住民が地元の歴史・文化の知識を深める活動を行います。

(例：大山寺大祭時のトイレ開放、一斉清掃への参加、じげあれこれなど)

ケ 環境保全への取組

行政機関や関係団体と連携して、大山山頂や大山周辺の保全活動や自然保護啓発活動に参加します。また、大山地域の自然や環境に関する調査を行い、自然保護に寄与するように努めます。

(例：山頂保全活動、登山道整備、植生調査、一木一石運動への参加など)

コ 外部委員による評価

自然、歴史、山岳、芸術、地元など各界の有識者を運営委員に委嘱して運営協議会を組織し、外部の評価を受けながら適切な運営に努めます。

(3) 他の施設管理の実績

- ・鳥取県立大山駐車場（平成17年12月より）
- ・大山町営南光河原駐車場（平成17年12月より）
- ・大山町観光案内所（平成18年4月より）
- ・大山町大山スポーツ公園（平成19年12月より）
- ・大山町施設 大山参道ギャラリー・ご縁畑（平成22年6月より平成27年7月まで）

2 サービスの提供内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

利用促進施策に対する考え方

ア 利用者にとって魅力ある事業を展開し、集客を図ります。

具体策

- ・これまでの参加者のアンケートをもとに内容の充実を図ります。
- ・指導員の意見や情報を参考に新しい視点を取り入れます。
- ・同名の事業においても、学ぶポイントを変更するなどして、リピーターにも魅力ある事業になるように努めます。

留意点

- ・事業の安全性や質、参加者の満足度の維持のため、募集人数や開催回数等は適正な人数や回数を検討実施します。
- ・新規事業を展開するに当たっては、継続的な見通しを持ち、指導員の確保と年間の事業の見直しの上魅力ある内容を検討します。

イ ホームページを活用し、事業の周知あるいは開催した事業についての報告等で広く情報を提供します。

ウ 新聞広告等のマスメディアを活用した広報を図ります。

エ	展示や自然観察会などの情報をマスコミ各社に提供し、放映・掲載等の機会を積極的に図ります。
オ	年間のイベントカレンダーやリーフレット、また、個別の事業ごとのチラシを作成し、鳥取県西部地域を中心に積極的な広報活動を行います。
カ	大山観光局の管理である利点を生かし、協調した広報活動を展開します。

(2) 大山の自然・歴史・文化について教育の場として提供する取組

ア	教育団体及び公民館等からの要望による観察会（自然解説）の実施 県内外を問わず学校等の団体からの個別の観察会や自然解説に応え、随時観察会や解説を行います。また、修学旅行や校外学習での自然歴史館の見学について応じ、学習の場となるよう館職員が詳しく対応します。
イ	自然観察体験プログラムの開発 大山寺地区をオリエンテーリングしながら自主的に自然・歴史・文化について学べるプログラムを開発して、学校に提供します。
ウ	学校教育・社会教育への寄与 各学校で行われる大山を取り上げた学習あるいは公民館、森林組合等各団体の大山を知る研修会の要請に応え、現地に赴きプレゼンテーションすることで、大山の自然歴史文化について発信します。
エ	福祉観察会の実施 2(3)福祉観察会参照
オ	移動歴史館・移動展示 2(3)移動歴史館・移動展示参照

(3) 自然・歴史・文化に関するイベント（自然観察会、ワークショップ、企画展等）の実施計画

事業内容	事業の目的と概要
常設展示	多角的に大山を紹介し理解を深めることを目的とし、インバウンドを考慮し多言語解説に対応しています。今後は、現在の展示を基本として維持管理するとともに、よりよい展示となるよう検討を加え、適宜更新改善していきます。
企画展	大山地域の自然歴史文化等について、専門的な展示や体験等を通して紹介することを目的として実施します。年に2回程度、時の話題性のある題材を選びパネルや実物の展示を中心に行います。
一般展示	プロアマを問わず、地元作家・芸術家の大山及び地元に関わる作品を展示し広く紹介するものとし、広く興味関心を持ってもらう場となるよう考えます。
情報展示（季節展示）	登山情報、季節の動植物の状況等を写真等で随時展示し、最新の情報を提供します。登山道や山頂、遠方の情報などは山岳情報スタッフを活用します。

自然観察会	<p>大山寺地区の豊かな自然歴史文化等の紹介と自然保護啓発を目的とし春夏秋冬の季節ごとに開催します。</p> <p>*春夏秋は僧兵コース等をめぐる観察会を実施します</p> <p>*冬季は、スノーシューを着用して大山地域で開催します</p> <p>*解説は、自然観察会指導員を中心に行います</p>
テーマ別観察会	<p>植物、野鳥、昆虫、夕方、特定の場所などの特に強調するテーマを設け、深く掘り下げる観察会とします。また、児童生徒対象の観察会も開催し、興味関心を広げます。</p>
歴史文化講座	<p>大山が日本遺産や国史跡に認定されたことに伴い、大神山神社、大山寺、地蔵、阿弥陀堂など歴史的な側面をテーマとし、県や市町村等と連携しながら文化財主事などの専門家による講座や現地研修会を開催します。</p>
大山古道を歩く	<p>毎年コースを変えて大山古道を歩く自然・歴史観察会にします。これまでも集客実績があり、ロングコースを歩くことで大山の魅力を発信することができます。</p>
ワークショップ	<p>企画展示等と連携した内容や自然、伝統文化、芸術、大山地域に関連した事柄等について、体験型の内容を企画します。また、小人から大人までの広い年齢層に対しそれぞれに応じたワークショップとなるよう考えます。</p>
じげあれこれ	<p>大山寺地区住民やガイド、大山寺地区及び大山関連観光施設等の従業員の方々が大山及び大山周辺の魅力などについて知識を深め、大山を訪れたお客様等に地域全体で「大山について語る」おもてなしができることを目的に実施します。</p>
福祉観察会	<p>身体的障がい等により自然に触れる機会の少ない施設等の児童生徒を中心に介護者や介護ボランティアの方々も対象に大山の自然に親しみ楽しんでもらう観察会を実施します。</p>
移動歴史館 移動展示	<p>来館者の少ない冬期間に、福祉施設等に出向き、大山や大山自然歴史館を訪れることが困難な方に大山の素晴らしさや魅力を映像などで紹介するとともに紙芝居、塗り絵などで大山と触れることを楽しんでもいただきます。また、企画展で展示したパネルを公民館等の要請を受け移動展示してもらうことで大山の魅力発信につなげます。</p>
ホームページの活用	<p>大山自然歴史館の分かりやすい館内案内の他、大山の成り立ちや大山の歩き方・登山情報など来訪者が求めている情報を広範囲のお客様へ届けるため、SNS等広報ツールを新たに開拓し、大山観光局の他部門とも連携した情報発信を行います。また、イベントや自然観察会等はホームページとSNS等広報ツールと連動した募集を考え、さらに、観察会等で出会う四季の植物情報や各イベントの様子を定期的に情報発信し、大山自然歴史館のリピーターの増加につながるよう取り組みます。</p>

(4) 自主事業の実施計画

事業名	企画展
事業内容	<p>年間2回程度、大山の自然歴史文化やその周辺にかかわるテーマを決めて、写真やパネル各種資料等を展示するとともに体験を通して広くテーマの魅力を紹介します。期間は約1ヶ月程度とし、時の話題性のあるテーマを選び、興味関心を広げる場としての展示、また、大山に関する調査研究の成果の発表の場としての展示をしていきます。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>「大山の蝶」2022年（大山に関する調査） 地元の蝶愛好家の写真を展示し、大山地区で見られる蝶の変遷を発表する予定です。</p> <p>「大山と水」2022年（大山さんのおかげと関連） 大山と水をテーマに、大山山麓の川の様子や特徴、湧水の分布や水のおいしさについて発表する予定です。</p> <p>2023年以降については、現在検討中です。</p>
目的及び効果	<p>大山地域の自然歴史文化について、専門的な展示や体験等を通して紹介することを目的として実施します。また、この事業を実施することによって、来館者や参加者が大山についての理解を深めることができるとともに、大山地域を訪れた観光客の満足度の向上に役立つと考えます。</p> <p>大山に関する企画展は、大山開山1300年祭や国立公園満喫プロジェクト等の効果の蓄積、有効利用に寄与できると考えられます。企画展開催のために職員をはじめ関わった観察会指導員等にとっては、自然保護活動への啓発に役立つと考えます。</p>
収支計画	<p>ア 収入見込 なし</p> <p>イ 支出見込 300,000円 (内訳) パネル製作費 300,000円</p>

事業名	大山ガイドブック（植物図鑑、大山寺散策マップ）の作製
事業内容	季節の植物として掲示している写真をもとに大山の植物について観察図鑑を作ります。また、大山寺散策用のマップを作り大山観光に役立てます。
目的及び効果	大山を散策して目にふれた植物を知りたいという要望に応じて、季節の植物の図鑑を作り、来館者に自分で検索してもらうことで自然愛護に役立つことができます。また、問い合わせの多い大山寺散策について案内用のマップを作り、活用してもらうことで、観光客の要望に応えることができますようにします。
収支計画	<p>ア 収入見込 なし</p> <p>イ 支出見込 600,000円 (内訳) 製本費 600,000円</p>

3 地元の観光事業者等との連携によるビジターセンターとしての取組

大山の持つ自然・歴史・文化等を広く紹介するよう事業を計画するとともに、大山あれこれ勉強会「じげあれこれ」の実施することにより、地元の方が観光客に大山に関わる説明をするなど地元を挙げてのおもてなしができるよう、地元や大山の観光に携わる方対象の学習会を行います。また、大山寺散策マップや登山マップを活用し、訪れてくださる人々に大山及び大山寺の魅力発見の手助けをします。さらに、大山に関わる図書の閲覧コーナーを設置し、大山について学べる場を提供します。

4 施設管理

(1) 施設設備の維持管理・衛生管理に向けた考え方

施設設備の維持管理業務及び衛生管理と安全確保

- ア 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、また、県立施設としての「県民の財産」を長期間使用できるよう、適正な維持管理に努めます。
- イ 日常の点検を注意深く行い、トラブルが発生する前に早期発見、早期対応に努めます。また、不具合発生時は適切な対応をとり、事故の予防に努めます。
- ウ 新型コロナウイルス対策ガイドラインに沿って大山自然歴史館コロナ対策マニュアルを策定し、感染予防に努めるとともに鳥取型「新しい生活様式」の実践に努めます。
 - ・館内の定期的な消毒、換気と感染予防対策の定期的な点検の実施
 - ・入館時の予防対策の呼びかけと連絡先の記載など
- エ 委託業務仕様書に記載された内容に従って実施します。

【具体的な業務内容】

- ア 清掃業務（日常清掃及び定期清掃）
- イ エレベータ保守
- ウ 自家用電気工作物の保守
- エ 消防用設備等保守点検業務
- オ 施設警備
- カ 施設内の除雪
- キ その他
 - 冷暖房切替及び設備点検
 - 灯油地下タンク配管遺漏点検
 - 冷凍空調機器フロン点検
 - 屋根点検
 - リース物件の管理
 - 修繕業務

(2) 外部委託の考え方

下記に該当する管理業務を外部委託とします。

- 専門または特殊技術を必要とするもの等業務の性質上職員が処理することが困難な業務
- 外部委託により業務の質の向上、または経費の効率化が期待できる業務
- 外部団体に委託することにより地域との連携を図ることが出来る業務

○外部講師とともにイベントを実施することでサービスの向上をはかることが出来る業務委託先選定方法

それぞれ項目に該当する業者について見積書の提出を受け、作業能力、正確性、接遇面、見積額の妥当性等を考慮し選定します。

*業務内容については、鳥取県立大山自然歴史館委託業務仕様書に基づき行います。

(3) 委託、工事請負の発注予定

種別	内容	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外発注の理由
委託	清掃業務	1年	400,000	県内	随意	
委託	高所清掃及びワックス清掃	1年	260,000	県内	随意	
委託	エレベーターの保守	1年	475,200	県外	随意	県内に保守業者がない
委託	自家用電気工作物の保守	1年	132,000	県内	随意	
委託	消防設備の保守	1年	183,000	県内	随意	
委託	施設の警備	1年	160,000	県内	随意	
委託	施設内の除雪	1年	280,000	県内	随意	
委託	冷暖房切替及び設備点検	1年	274,000	県内	随意	
委託	地下タンク配管遺漏検査	1年	143,000	県内	随意	
委託	屋根点検	1年	50,000	県内	随意	
委託	サーバーホスティング及びCMS保守管理	1年	143,000	県内	随意	

(4) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

種別	内容	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外発注の理由
委託	清掃業務	1年	120,000	県内	随意	

(5) 省エネルギー、省資源への取り組み

利用者の実態に応じた照明、空調等のスポット運転を行い省エネルギーに取り組みます。また、LED等省エネルギー仕様の機器に順次取替えるなど、省エネルギーに関する情報収集を図り導入の検討を行います。

5 管理の基準

(1) 開館時間の考え方と設定内容

「鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例」及び「鳥取県立大山自然歴史館管理規則」に則ることを基本とし、それに加えて、季節的な要因、大山寺地区でのイベント等による観光客の利便性等を考慮し開館時間を設定します。具体的には以下の通りとし、開館時間を変更する場合は、あらかじめその旨を自然歴史館の施設内に掲示する等して周知します。

開館時刻 午前9時より午後5時。ただし、7月21日より8月20日までは、午前9時より午後6時30分。

夜間等にかかるイベントがある場合、安全面や施設管理に支障が生じない範囲での開館時間の

延長を行い、館内にその旨掲示します。

(2) 休館日の考え方と設定内容

「鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例」及び「鳥取県立大山自然歴史館」管理規則に則り、以下の通りとします。

1月1日から1月3日、12月29日から12月31日および清掃等による臨時休館日（床面ワックス清掃による臨時休館2日程度）ただし、臨時休館日は土日祝祭日を避け、事前に周知します。また、臨時に休館し、または休館日に開館するときは、あらかじめその旨を自然歴史館の施設に掲示する等して周知します。

6 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

日常の点検を確実にを行い、問題点の早期発見、早期解決に努めます。また、不具合発生時は適切な対応をとり、発生原因の究明を図り事故の予防に努めます。特に大山という環境を踏まえ、冬季の凍結や落雪に注意を払い、安全の確保に努めます。

(2) 緊急時の体制・対応

観光局で策定した危機管理マニュアル（作成済み）に即して対応します。また、避難訓練等を実施し、職員の習熟をはかります。また、職員だけでなく野外観察会に参加機会の多い観察会指導員も対象として救急救命訓練等を実施します。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

施設管理の面では、利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の適切管理に努めるとともに、掲示物、案内表示なども適宜見直し、利用者に満足いただけるよう施設の充実を図ることで、苦情等の未然防止に努めます。職員については、適宜接遇研修等を行い、接客技術の向上を図ります。また、苦情等が発生した場合は、内容を把握して適切な対応を図ります。さらに内容によっては、県の関連部署と連携を図り全体での対応も図ります。

苦情等の事案については、記録を残し、事例として全職員に周知徹底するとともに必要に応じて県の管理部署に報告いたします。

7 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例の規定に準じた規約を観光局で定め厳守します。鳥取県立大山自然歴史館の管理で知り得た個人情報については目的以外には使用しません。

(2) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例に基づき、必要に応じて、鳥取県立大山自然歴史館に関する情報の公開をいたします。

8 利用者の要望の把握及び対応方針について

利用者の満足度が向上するよう、利用者の情報の把握に努め、改善すべき事項は速やかに改善を図ります。

1 把握方法

- 窓口での来館者とのコミュニケーションを大切にし、ニーズの把握に努めます。
- 事業終了後にアンケートを行い、利用者の情報の把握に努めるとともに改善に取り組みます。
- ホームページに「お問い合わせ」フォームを設け、随時、質問・ご意見を受け付けます。

2 対応方針

- 頂いた意見で回答等が必要なものは、できるだけ迅速かつ誠実に対応します。
- 補修等対応が必要なものは、できるだけ速やかに対応を行います。
- 事案によっては、県の管理部署に報告し、連携をとりながら対応を進めます。

9 管理経費

管理経費の効率化の考え方と収支計画

① 省エネの取り組み

経費削減に加え、環境保護の観点からも積極的に省エネに取り組みます。4（5）参照

- ② 再委託業務については、複数見積等による検討を行い、経費削減に努めます。
- ③ 観光局内の他部署との連携し、業務の一体化などにより経費の削減に努めます。

10 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

一般社団法人大山観光局事務局

代表理事-----事務局長-----事務員

(1) (1) (2)

一般社団法人大山観光局文化部（大山自然歴史館）在勤

館長-----マネージャー-----学芸解説員

(1) (1) (2)

学芸補助員

(2)

- 館長職は、施設全体の管理運営、自然保護活動等の経験豊富な者が望ましい。
 - マネージャーは、館施設管理運営に必要な資格や経験のある者が望ましい。
 - 学芸解説員は、来館者対応（館内解説を含む）、事業計画実施運営の経験があり外国語対応の可能な者が望ましい。
 - 非常勤職員としては、デザインなど特殊な技能を有する者が望ましい。
- 一般社団法人大山観光局は、上記の要件を備えた職員やスタッフを擁しており、大山自然歴史館の管理運営にあたって配置することが可能です。

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月 勤務 日数	担当する業務内容	資格等	現在の施設 職員の継続 雇用の可否	人件費 (千円)
館長	常勤職員	22	管理運営総括		継続雇用	4,450
マネージャー	常勤職員	22	館長補佐、施設管理	危険物取扱者 防火管理責任者	継続雇用	3,710
学芸解説員	常勤職員	22	事業企画運営、 管理運営補佐		継続雇用	3,020
学芸解説員	常勤職員	22	事業企画運営、 管理運営補佐		継続雇用	3,020
学芸補助員	非常勤職員		学芸的業務補助		継続雇用	990
学芸補助員	非常勤職員		学芸的業務補助	(防火管理者)	継続雇用	220
法人代表理事	常勤職員		法人代表		継続雇用	200
法人事務局長	常勤職員		法人事務総括		継続雇用	500
法人事務員	常勤職員		経理		継続雇用	1,030
法人事務員	常勤職員		観光事務連携		継続雇用	300
計						17,440

(3) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の 時 間 帯	職 名			
		館長	マネー ジャー	学芸解説 員(2)	
管理事務室 (受付)	下記のような理由により、画一的に勤務スケジュールを決定することが困難であることから、8:30から17:15までの勤務時間内に60分の休憩を交代で取りながら、管理事務、受付(来館者対応)、施設管理業務、その他を分担して行います。 理由 ① 事務勤務者が2名から6名まで日によって変動があること ② 通常勤務場所が受付とほぼ同一であること ③ 来館者の状況が変動的であること。				
施設管理業務					
その他					

(4) 人材育成

積極的に職員研修を計画し、職員の資質向上を図るとともに、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として他の展示施設との交流を深め他施設の良い点を学び、館の運営等に生かします。また、県の生物学会、地学会等の研修会に積極的に参加し、知識を深めます。

研修内容としては、以下のような点とします。

ア 大山に関わること(自然・歴史・文化・芸術・スポーツ・自然保護他)

イ 大山自然歴史館の展示・運営に関わること

ウ 接遇研修

エ 危機管理、安全研修及び訓練
 オ 外国語
 カ その他

(5) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現行の職員体制を継続する。

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

区分	職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	該当なし					
高齢者	館長	常勤職員	22	管理運営総括	1	
高齢者	マネージャー	常勤職員	22	館長補佐、施設管理	1	

(7) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

[グループによる応募の場合のみ記入]

該当無し

1 1 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、自然公園法、その他施設の維持管理・運営に係る法令

該当なし

1 2 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.3%が適用されており、常用労働者数43.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成28年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること）

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、鳥取県版環境管理システム審査登録業務処理要領（平成19年6月21日施行）に基づき審査登録を実施。

ISO14001又はTEAS I種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

認証登録されていない。

(4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業：あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号鳥取県福祉保健部長制定）により認定された企業

あいサポート企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

あいサポート企業に認定されていない。

1.3 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

現在、指定管理者として鳥取県より委託されており、現行の管理体制を継続する。

(2) その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

特になし



～障がいを知り共に生きる～



あいサポート団体認定証

(名称) 一般社団法人大山観光局

(所在地) 鳥取県西伯郡大山町大山39番地5

上記を「あいサポート団体」として認定します。

認定番号 第515号

認定日 平成29年9月14日

発行日 平成30年2月15日

鳥取県知事 平井 伸治



鳥根県知事 溝口 善兵衛



